

### ▶ 国の総合戦略の変遷と基本的な考え方

- 平成26年以降、総合戦略を累次策定しており、令和4年度を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を5か年の総合戦略として策定
- 令和7年6月に今後10年間を見据えた「**地方創生2.0基本構想**」が閣議決定
- 令和7年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を変更し、地方創生2.0の目指す姿を実現するため、期間を令和7年度～令和11年度とする「**地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～**」を策定

#### 地方創生2.0が目指す姿

##### 新しい日本・楽しい日本

若者や女性にも選ばれる地方  
誰もが安心して暮らせて、一人一人が幸せを実現できる地方

##### 強い経済

自律的・持続的な  
「稼げる」地方経済

##### 豊かな生活環境

日常生活に不安や不自由がなく、  
安心して暮らせる地方

#### 地方創生2.0の基本姿勢・視点

1

人口減少を  
正面から受け止め

人口減少の中でも、社会・経済が  
機能する適応策を講じ、地方公共  
団体間の広域連携や、官民連携  
を推進

2

若者や女性にも  
選ばれる地域づくり

「共働き・共育て」が一般化する  
中、無意識の思い込み等の意識  
変革や魅力ある職場づくりを重  
視

3

異なる要素の  
連携と「新結合」

施策・人材・技術の従来にならぬ  
組み合わせ(新結合)により、新たな  
価値を創出

4

AI・デジタルなどの  
新技術の徹底活用と  
社会実装

急速かつ飛躍的に発展するデジ  
タル・新技術を徹底活用し、持続  
可能な地域社会・経済成長を実  
現

5

都市・地方の  
共生関係の強化と  
人材循環の促進

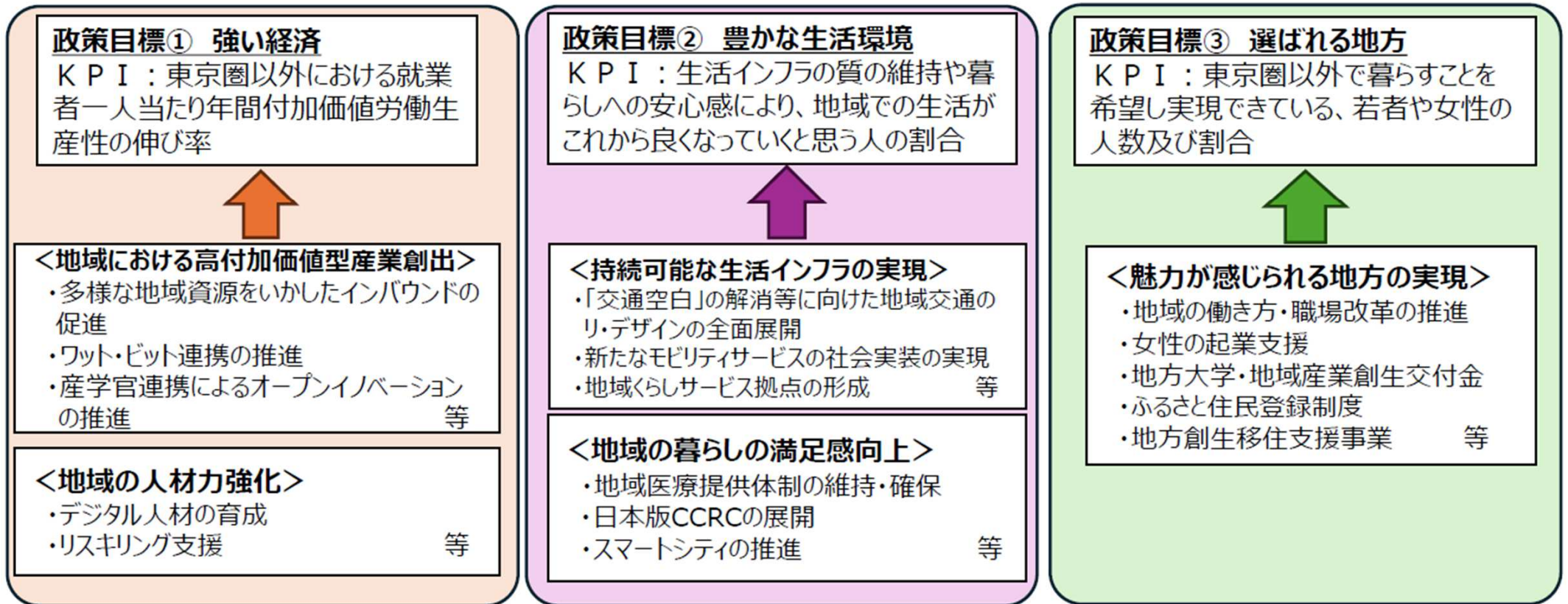
関係人口の創出・可視化により、  
都市と地方の共生関係を強化

6

好事例の普遍化

産官学金労言士等の多様な関係  
者と共に、好事例を知り、学環  
境をつくり、地域の特性に応じて  
普遍化

【国の総合戦略の目標と達成に向けたロジックモデル】



※令和7年12月23日閣議決定「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」より



まち・ひと・しごと創生法第10条（努力義務）に基づき、  
 国・県の総合戦略を勘案するとともに、現行の本市総合戦略の進捗を踏まえた  
 「第3期紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が求められている

## ▶長期総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係性

長期総合計画	まち・ひと・しごと創生総合戦略
<ul style="list-style-type: none"><li>●まちづくりにおける最上位計画</li><li>●8年間のまちづくりの方針を策定 (基本構想:8年) (前期基本計画:4年、後期基本計画4年)</li><li>●全ての行政施策がこの計画に基づいている</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●地方創生(雇用の創出、定住促進、人口増)に関する施策に特化した計画</li><li>●長期総合計画に合致する施策を「重点的・補完的」に推進するもの</li><li>●まち・ひと・しごと創生法第10条により、国・県の総合戦略を勘案して策定する必要性がある(努力義務)</li></ul>

- ・総合戦略における取組も長期総合計画同様に多様な分野にまたがるものが多く、市の持続的な発展を目指すという点では、長期総合計画と共通する施策も多く存在
- ・両計画の計画期間や検討時期にズレが生じることで、行政運営に非効率が発生するとともに、市民や事業者にとっても分かりにくい計画の構造になっている可能性



より実効性のある市政運営の指針とするため、また市民に向けてまちづくりのビジョンを明確に示すために、一体的に策定する必要がある

## 5-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

地方版総合戦略は、以下2点の理由から、基本的には単独の地方版総合戦略として策定することが適切です。

- ・ 地方版総合戦略と総合計画等との目的や政策範囲が一致しない。  
地方版総合戦略…地方創生を目的とする。  
総合計画等………地方公共団体の総合的な振興・発展等を目的とする。
- ・ 地方版総合戦略は、重要業績評価指標（KPI）を設定することが適切だが、総合計画等においては必ずしも設定を行うものではない。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後のこれらの計画等において地方創生という目的が明確であり、目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容も備えているような場合には、これらの計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定することは可能です。策定、改訂に当たっては、これらの計画等の中から、地方創生を目的とする施策や重要業績評価指標（KPI）を抽出し、地方版総合戦略とすること等も考えられます。

なお、地方版総合戦略と総合計画等を一つのものとして策定等する場合であっても、法第9条及び第10条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう努めなければならないことにご留意ください。

## ▶次期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の方向性

これまでと同様に国・県の定める総合戦略を踏まえるとともに、長期総合計画を重点的・補完的に推進するための計画という趣旨のもと、**より強力に地方創生に資する施策を推進するため、次の①～③の考え方を踏まえて策定**する。

【参考】第2次紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の趣旨

## 第1章 総合戦略の策定について

### 1. 策定の趣旨

第2期紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期紀の川市総合戦略」という。）は、国・県が定める総合戦略を踏まえるとともに、紀の川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下「紀の川市人口ビジョン」という。）において示した人口の将来展望のもと、「今後4か年の基本目標」や「施策の基本的方向」、「具体的な施策」をとりまとめたものです。

まち・ひと・しごと創生法第10条の規定による、本市のまち・ひと・しごと創生に関する施策について、第2次紀の川市長期総合計画に合致する施策を重点的・補完的に推進しながら、人口減少を抑制して年齢構成のバランスを維持し、活力を維持する持続可能なまちの実現をめざして策定するものです。

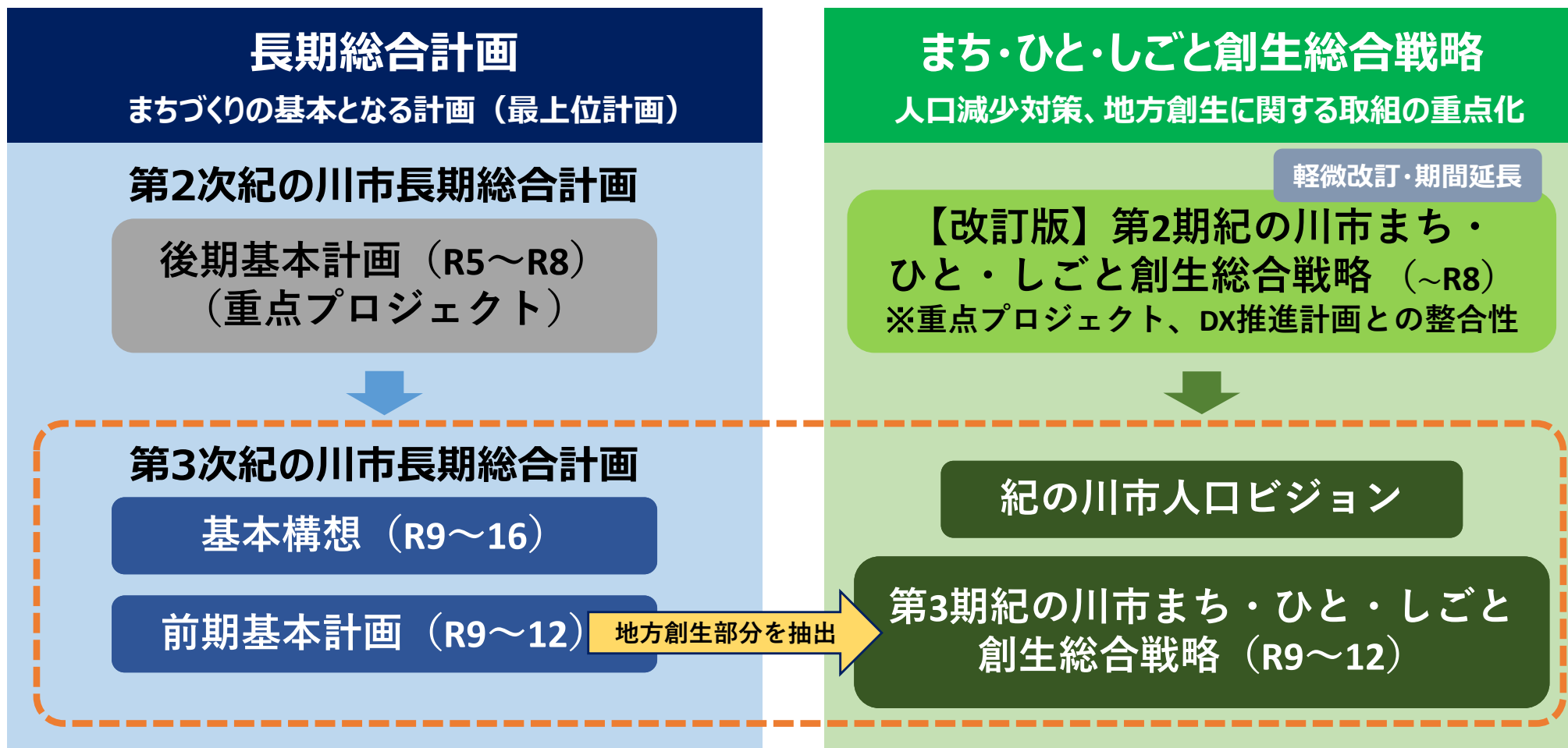
## ① 長期総合計画の計画期間との同期

計画名称	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
紀の川市長期総合計画	→			→ 第3期			
紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略	→	延長	→	→ 第3次			
【参考】 市長任期	→						
【参考】 国総合戦略	→						
【参考】 和歌山県総合戦略	→						

同一の計画期間

長期総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間を同期させることで、策定業務の効率化、集中的な審議体制の構築、計画期間内における一貫性のある施策展開を目指す（策定期間：令和9年度～令和12年度）

## ② 「選択と集中」による長期総合計画の施策の重点化



第3次紀の川市長期総合計画前期基本計画の策定過程の中から地方創生（地域の稼ぐ力の向上と雇用の創出、移住・定住の促進、出産・子育て支援、デジタル技術の活用と社会実装、持続可能な都市経営等）の目的に合致する施策を抽出し、「選択と集中」という視点から重点化したものを総合戦略の施策・取組に位置づける

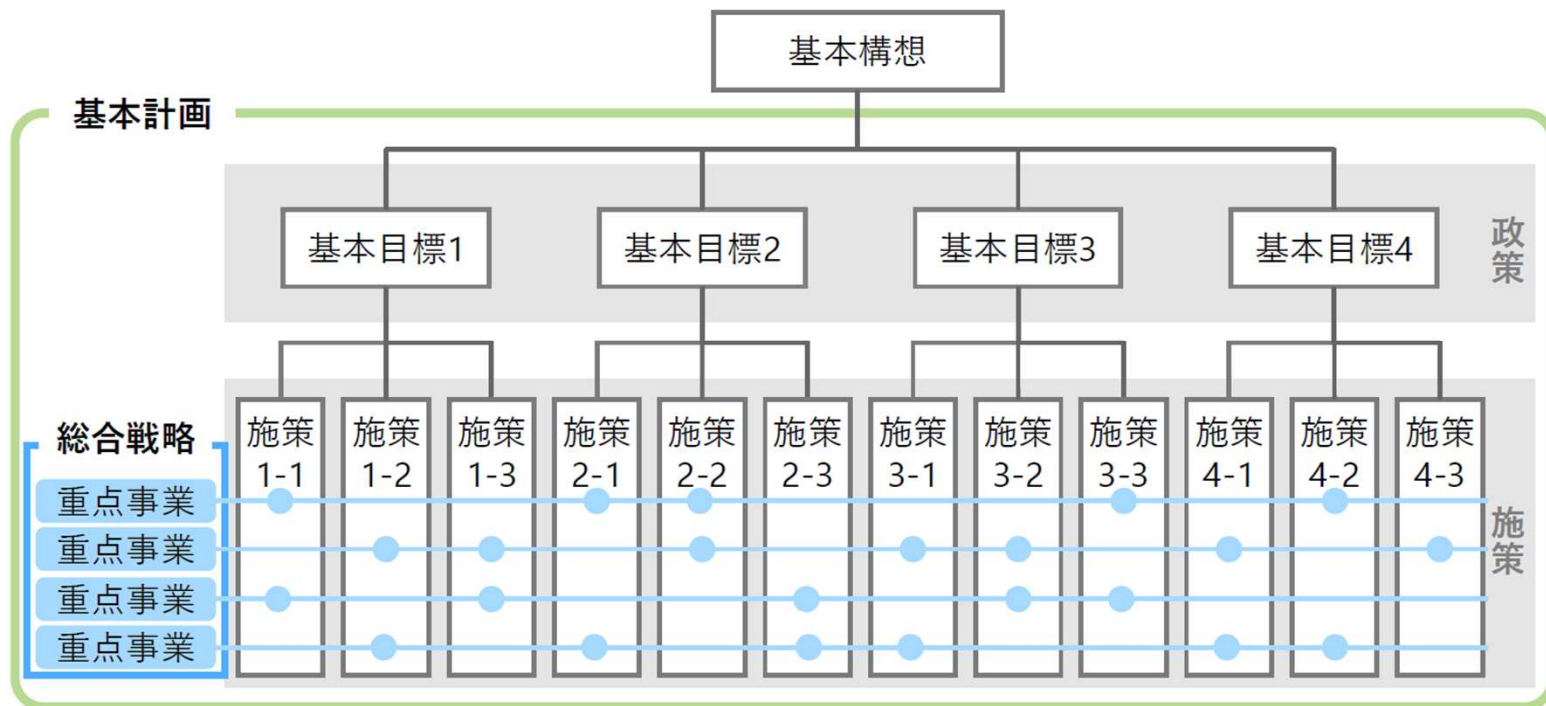
### ③ 分かりやすい計画体系の構築

現状



冊子が別であることで、それぞれの施策や取組の位置づけや関係性が分かりにくい

基本計画



総合戦略

重点事業  
重点事業  
重点事業  
重点事業

政策

施策

長期総合計画と同一冊子内にまち・ひと・しごと創生総合戦略のページを設け、重点的に実施する取組を明確化し、長期総合計画の取組が地方創生に寄与していることを視覚的にも分かりやすくする

## ▶今後のスケジュール

日程		長期総合計画策定	まち・ひと・しごと創生総合戦略
令和7年度	2月	基本構想案策定	策定趣旨、策定期間等の策定の方向性整理
	3月	パブリックコメント実施（基本構想案）	
令和8年度	4月		<b>策定方針・基本目標の検討</b>
	5月	紀の川市長期総合計画審議会答申（基本構想）	
	6月	議会上程（基本構想）	
	7月		<b>基本的方向・具体的施策・KPIの検討</b>
	8月		
	9月	基本計画素案策定	<b>総合戦略素案策定</b>
	10月	基本計画案策定、パブリックコメント実施	<b>総合戦略案策定、パブリックコメント実施</b>
	11月	紀の川市長期総合計画審議会答申（基本計画）	
	12月		
	1月		
	2月		
	3月	次期長期総合計画策定作業の完了	<b>次期総合戦略策定作業の完了</b>
令和9年度	4月	次期長期総合計画スタート	<b>次期総合戦略スタート</b>

※長期総合計画の策定作業の進捗により、総合戦略のスケジュールが修正される可能性があります。